

2018年3月19日

表面分析研究会 会員 各位

「表面分析士」への名称変更について

表面分析研究会 会長
永富 隆清

日頃より表面分析研究会の活動へのご協力、誠にありがとうございます。

この度、これまで「表面分析技術士」として運用して参りました認定制度について、今後は「表面分析士」と変更することとなりましたので、ここにお知らせいたします。変更に至った経緯は以下の通りです。

これまで「表面分析技術士」として認定しておりましたが、文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 のご担当者より、本名称の技術士法第57条への抵触をご指摘いただきました。「技術士」は、技術士法に基づいて文部科学省が行う技術士試験に合格し、登録を受けた者が与えられる国家資格になります。そのため第57条では、『技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。』と規定されています。

『技術士に類似する名称』については、『「○○技術士」のような一般国民が技術士と誤認しても無理もないという名称が該当する』と判断されているとのこと。そのため「表面分析技術士」は「技術士」に類似する名称との判断がなされ、技術士法第57条に抵触するとの判断に至った、とのこと。

そこで表面分析研究会では認定する名称を検討し、認定制度の規定を含め、これまでの「表面分析技術士」の名称を「表面分析士」へ改訂することといたしました。関連するすべての Web ページ並びに規定類は本日をもって改訂いたしました。

なお、すでに認定されている方々に関しては、Web に掲載されている認定者一覧表の名称を「表面分析士」へ変更させていただきました。ご自身で認定名称をご利用になられる場合は「表面分析士」をご使用いただくよう、お願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、当該 Web ページに掲載されております「認定申請書送付先」までお問い合わせ下さい。

今後とも、表面分析研究会の活動へご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上